

令和 6 年 度

泉大津市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

泉大津市監査委員

泉大監第30号

令和7年8月27日

泉大津市長 南 出 賢 一 様

泉大津市監査委員 池 田 学

泉大津市監査委員 丸 谷 正八郎

令和6年度泉大津市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度泉大津市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	5
第2	審査の期間	5
第3	審査の方法	5
第4	審査の結果	6
1	財政健全化判断比率	
(1)	総合意見	6
(2)	個別意見	6
(3)	是正改善を要する事項	7
2	資金不足比率	
(1)	総合意見	9
(2)	個別意見	9
(3)	是正改善を要する事項	10
	資料	
	健全化判断比率の状況	11
	連結実質赤字比率等の状況	12
	実質公債費比率の状況	13
	将来負担比率の状況	14
	経常収支比率の状況	15
	資金不足比率に関する算定様式	17

令和 6 年度泉大津市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

1 令和 6 年度決算に基づく財政健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

2 令和 6 年度決算に基づく資金不足比率

水道事業会計

下水道事業会計

病院事業会計

3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和 7 年 7 月 3 0 日から令和 7 年 8 月 2 6 日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類により照合を行い、必要に応じて関係当局者から説明の聴取を行うなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

1 財政健全化判断比率

(1) 総合意見

審査に付された下記の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.57 (11.25～15.0)	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.57 (16.25～20.0)	30.00
③ 実質公債費比率	7.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	44.6	350.0	—

注：①②の早期健全化基準については、()内の範囲で市町村の財政規模により変動する値となる。

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

一般会計等を対象とする当年度の実質赤字比率は黒字計上のため数値として表示していない。実質赤字比率は▲1.21％で前年度▲1.23％より0.02

ポイント下回っている。

(実質赤字比率の▲は黒字を意味する。)

- ② 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率）

一般会計、特別会計、公営企業会計を含む全会計を対象とした当年度の連結実質赤字比率も黒字計上のため数値として表示していない。

当年度の連結実質赤字比率は、▲18.26%となり前年度比率▲20.35%より2.09ポイント悪化し、連結の実質収支額は3,386,418千円の黒字となり、前年度の連結実質黒字額3,640,487千円と比較すると254,069千円減少している。

(連結実質赤字比率の▲は黒字を意味する。)

- ③ 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

一部事務組合等を含む当年度の実質公債費比率（3カ年平均）は7.4%となっており、前年度8.9%より1.5ポイント下回っていることから良化しており、早期健全化基準の25.0%より下回っている。

- ④ 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

一部事務組合、地方公社、第三セクター等を含む当年度の将来負担比率は44.6%となり、前年度9.5%より35.1ポイントと大きく上回り悪化はしているものの、早期健全化基準の350.0%は下回っている。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

当年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率については黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれも早期健全化基準を下回っており、各指標上では健全化が認められる。しかしながら、普通会計における財政構造の弾力性をはかる指標となる経常収支比率は 100.8%で、前年度 96.7%より 4.1 ポイント悪化しており、財政の硬直化が進んでいる。

今後、人口減少と高齢化の進行が予測される中、扶助費の増加や老朽化した公共施設の改修・再編整備も要することから、より一層の財政健全化への取組みと計画的な事業実施を強く望むものである。

2 資金不足比率(地方公営企業を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率)

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会 計 名	令和6年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	
病 院 事 業 会 計	3.9	

(2) 個別意見

① 水道事業会計

資金剰余额が 2,625,378 千円となり、資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算出されない。

② 下水道事業会計

資金剰余额が 389,393 千円となり、資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算出されない。

③ 病院事業会計

資金不足額が 251,027 千円となり、資金不足比率は 3.9%となる。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計については、令和3年度から令和5年度までは資金不足は生じ

ていなかったが令和6年度で再び資金不足が生じる結果となり、単独会計としては資金的に厳しい経営状況にある。

資金不足比率が国の定める経営健全化基準（20％）以上となった場合には、外部監査による審査及び議会の議決を経て経営健全化計画を策定・公表するとともに、確実な経営健全化への取り組みが求められることになる。

引き続き、医師及び医療の質の確保、患者数の増加等による収益増の取り組み、運営コストの削減等による一層の経営の効率化に加え、泉大津市立周産期小児医療センター及び泉大津急性期メディカルセンターの特化した診療分野の確立による抜本的な医療体制の見直を図り、早急な収支改善の実現を強く望むものである。

総括表① 健全化判断比率の状況（令和6年度決算）

※単位：％

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
272060	大阪府	泉大津市	－	－	7.4	44.6

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.57	17.57	25.0	350.0
18,539,111	87,734	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

		(単位:千円)	
	会 計 名	資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外		
	泉大津市病院事業会計	-251,027	-1.4
	泉大津市水道事業会計	2,625,378	14.2
	泉大津市下水道事業会計	389,393	2.1
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業		
合 計		3,386,418	18.3
標準財政規模(再掲)		18,539,111	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-18.26	※

[illegible][illegible]

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

(単位：千円)

	① 元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)(3③A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	② 増立不足額を考 慮して算出した 額(3①A表「エ」欄の数値 を転記)	③ 満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額)(3①A表 「ウ」欄の数値 を転記)	④ 公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金(3②A表 「合計※」欄の 数値を転記)	⑤ 一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	⑥ 公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	⑦ 一時借入金の利 子	⑧ 特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	⑨ 事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	⑩ 災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	⑪ 密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和4年度	2,756,768			1,409,956	113,080	445,752		855,535	545,924	1,683,260	195,876
令和5年度	2,563,747			1,340,884	112,373	365,998		816,815	555,627	1,624,177	198,541
令和6年度	2,581,651			1,368,166	113,691	42,449	370	867,272	580,890	1,583,939	218,668

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債 発行可能額	⑮ 地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)	⑯ 実質公債費比率 (単年度)	⑰ 実質公債費比率 (3カ年平均)
令和4年度	12,795,903	4,404,087	398,562			
令和5年度	13,142,220	4,562,662	176,003		9.52293	7.4
令和6年度	13,354,013	5,097,364	87,734		7.66224	
					5.29573	

(参考)

	P F I 事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずるもの(省令第8号)	利子補給に係るもの(政令第4号)
令和4年度	41,792						274,729	129,231	
令和5年度	42,015							323,983	
令和6年度	42,449								

総括表④ 将来負担比率の状況（令和6年度決算）

団体名 大阪府泉大津市

1,000,000,000

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方独立行政法人			連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
27,658,312	425,407	22,429,138	1,176,990	2,962,137	0	0	0	0	0	0
171	3	139	7	18						

(分母比)

充当可能財源等

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
9,196,634	8,226,665	8,128,842	30,020,174
57	51	50	186

(分母比)

将来負担額 A	—
54,651,984	338

充当可能財源等 B	—
47,443,473	294

A - B	—
7,208,511	45

将来負担比率 (%)	—
44.6	100

標準財政規模 C	—
18,539,111	115

算入公債費等の額 D	—
2,383,497	15

C - D	—
16,155,614	100

参 考

経常収支比率の状況【令和6年度決算】

経 常 収 支 比 率	100.8 %
-------------	---------

- ・ 経常収支比率 … 普通会計における財政構造の弾力性をはかる指標

資金不足比率に関する算定様式

[illegible][illegible][illegible]